

1 ケベック州においては、オタワ市と隣接するガティノー市を含め、2021年1月9日土曜日から夜間外出禁止令が発効されており、午後8時から午前5時の間の外出が禁止されております。

2 なお、必要不可欠な業務、病院・診療所・薬局への行き来等については例外とされておりますが、警察による取り締まりにおいて外出理由の正当性を立証できない場合は、1,000ドルから6000ドルの罰金（14歳以上の若者には500ドル）が科せられます。

3 初日にガティノー警察の取り締まりにより21件の違反チケットが切られている等の報道もありますところ、オタワ市内にお住まいの方についてもケベック州内での移動においては本禁止令を遵守してください。

【ケベック州政府ホームページ】

<https://www.quebec.ca/en/health/health-issues/a-z/2019-coronavirus/confinement-in-quebec/#c81010>

以上